



内閣府

# 平成27年の地方分権改革に関する 提案募集について

平成28年1月14日  
内閣府地方分権改革推進室

# 個性を活かし自立した地方をつくる

～「地方分権改革の総括と展望(概要)」(平成26年6月24日地方分権改革有識者会議)～

## これまでの地方分権改革

### 地方分権改革の理念を構築

－国・地方の関係が上下・主従から対等・協力へ

### 国主導による集中的な取組

－时限の委員会による勧告方式

### 地方全体に共通の基盤制度の確立

－機関委任事務制度の廃止  
－国の関与の基本ルールの確立

### 法的な自主自立性の拡大

－自治の担い手としての基礎固め

### 地方分権推進に向けた世論喚起

－地方分権の意義を普及啓発

## 個性と自立、新たなステージへ 地方分権改革の更なる展開

### 改革の理念を継承し発展へ

－個性を活かし自立した地方をつくる

### 地方の発意に根ざした息の長い取組へ

－地方からの「提案募集方式」の導入  
－政府としての恒常的な推進体制の整備

### 地方の多様性を重んじた取組へ

－連携と補完によるネットワークの活用  
－「手挙げ方式」の導入

### 真の住民自治の拡充

### 財政的な自主自立性の確立

－自治の担い手の強化

### 改革の成果を継続的・効果的に情報発信

－住民の理解と参加の促進

# 「提案募集方式」（H26年～）の概要・特色

## ◆概要

地方公共団体等

- ・「事務・権限の移譲」、「義務付け・枠付けの見直し」等について、具体的支障事例や制度改正による効果とあわせて提案

事前相談・提案

関係府省回答

関係府省回答に対する見解

提案内容、各種回答、調整結果は、内閣府のホームページで公表

政府

- ・内閣府が実現に向けて関係府省と調整
- ・重要と考えられる提案については、有識者会議又は提案募集検討専門部会で、集中的に調査・審議

## ◆特色

- ① 従来型の事務局、地方6団体、学識経験者による項目選定によっては取り上げることのできなかつた、義務付け・枠付けの廃止・縮減、障害項目について提案
- ② 具体的な支障の指摘を伴った説得力ある提案
- ③ 制度改正につながらなくとも、実際の支障に即した解決方策を見出すことにつながる提案
- ④ 手挙げ方式という新しい権限移譲の方式の活用

# 地方創生における地方分権改革の位置付け

## ○まち・ひと・しごと創生長期ビジョン－国民の「認識の共有」と「未来への選択」を目指して－（平成26年12月27日閣議決定）（抄）

### III. 目指すべき将来の方向

#### 2. 地方創生がもたらす日本社会の姿

##### （1）自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。

（中略）地方創生においては、人口拡大期のような全国一律のキャッチアップ型の取組ではなく、それぞれの地方が、独自性を活かし、その潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出していくことが基本となる。そのためには、地方自らが、将来の成長・発展の種となるような地域資源を掘り起こし、それらを活用していく取組を息長く進めていく必要がある。地域に「ないもの」ではなく、「あるもの」を探していくことや、「ないもの」をチャンスととらえ、チャレンジしていくことが重要となる。また、地方の自主性・自立性を高め、分権型社会を確立することもその基盤となる。

## ○まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）（平成27年12月24日閣議決定）（抄）

### IV. 地方創生に向けた多様な支援－「地方創生版・三本の矢」－

#### 4. 国家戦略特区制度、社会保障制度改革、地方分権、規制改革等との連携

##### （3）地方分権との連携

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである。

このため、地方分権改革に関する提案募集について、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、提案の最大限の実現を図るとともに、改革の成果を国民が実感できるよう、優良事例の普及や情報発信の強化等に努めていく。

## ○平成 27 年 12 月 14 日 国と地方の協議の場 安倍晋三内閣総理大臣挨拶（抄）

地方分権改革についても、長年の懸案であったハローワークの地方移管の在り方について、新たな仕組みを年内に決定したいと思っています。その他の御提案についても、引き続き強力かつ着実に改革を推進してまいります。

# 平成27年の地方分権改革に関する提案募集方式の進行経過

平成27年

3月23日～6月10日 提案募集受付

6月30日 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議 重点事項の決定等

7月14日 地方分権改革推進本部 安倍総理・石破大臣から各省大臣に要請

8月～10月 地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会（14回開催 合計約61時間）  
各府省、地方三団体からのヒアリングなど

10月～ 関係府省との調整

11月26日 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議 対応方針の了承

12月22日 地方分権改革推進本部・閣議 対応方針の決定

平成28年

通常国会

法律改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を提出することを基本

## 平成27年の地方からの提案に関する対応状況

| 年   | 分類 | (件数)        |           |     |            | 実現・対応の割合 |
|-----|----|-------------|-----------|-----|------------|----------|
|     |    | 提案の趣旨を踏まえ対応 | 現行規定で対応可能 | 小計  | 実現できなかつたもの |          |
| H26 |    | 263         | 78        | 341 | 194        | 535      |
| H27 |    | 124         | 42        | 166 | 62         | 228      |

63.7% ← 9.1ポイント増  
72.8%

# 平成27年提案募集における都道府県別の提案団体数について

| 都道府県名 | 提案団体数 |     | 合計 |
|-------|-------|-----|----|
|       | 都道府県  | 市町村 |    |
| 北海道   | 0     | 2   | 2  |
| 青森県   | 0     | 0   | 0  |
| 岩手県   | 1     | 0   | 1  |
| 宮城県   | 1     | 0   | 1  |
| 秋田県   | 1     | 0   | 1  |
| 山形県   | 1     | 0   | 1  |
| 福島県   | 1     | 1   | 2  |
| 茨城県   | 1     | 1   | 2  |
| 栃木県   | 1     | 1   | 2  |
| 群馬県   | 1     | 0   | 1  |
| 埼玉県   | 1     | 1   | 2  |
| 千葉県   | 1     | 2   | 3  |
| 東京都   | 1     | 1   | 2  |
| 神奈川県  | 1     | 4   | 5  |
| 新潟県   | 1     | 1   | 2  |
| 富山県   | 1     | 2   | 3  |
| 石川県   | 1     | 0   | 1  |
| 福井県   | 1     | 1   | 2  |
| 山梨県   | 1     | 0   | 1  |
| 長野県   | 1     | 0   | 1  |
| 岐阜県   | 1     | 3   | 4  |
| 静岡県   | 1     | 0   | 1  |
| 愛知県   | 1     | 2   | 3  |
| 三重県   | 1     | 0   | 1  |

| 都道府県名 | 提案団体数 |     | 合計 |
|-------|-------|-----|----|
|       | 都道府県  | 市町村 |    |
| 滋賀県   | 1     | 1   | 2  |
| 京都府   | 1     | 1   | 2  |
| 大阪府   | 1     | 2   | 3  |
| 兵庫県   | 1     | 2   | 3  |
| 奈良県   | 1     | 0   | 1  |
| 和歌山县  | 1     | 0   | 1  |
| 鳥取県   | 1     | 0   | 1  |
| 島根県   | 1     | 1   | 2  |
| 岡山県   | 1     | 2   | 3  |
| 広島県   | 1     | 0   | 1  |
| 山口県   | 1     | 1   | 2  |
| 徳島県   | 1     | 0   | 1  |
| 香川県   | 1     | 1   | 2  |
| 愛媛県   | 1     | 2   | 3  |
| 高知県   | 1     | 0   | 1  |
| 福岡県   | 0     | 1   | 1  |
| 佐賀県   | 1     | 0   | 1  |
| 長崎県   | 1     | 0   | 1  |
| 熊本県   | 0     | 2   | 2  |
| 大分県   | 0     | 1   | 1  |
| 宮崎県   | 0     | 0   | 0  |
| 鹿児島県  | 0     | 0   | 0  |
| 沖縄県   | 0     | 0   | 0  |

| 都道府県名              | 提案団体数 |
|--------------------|-------|
| 関西広域連合             | 1     |
| 中国地方知事会            | 1     |
| 九州地方知事会            | 1     |
| 日本創生のための将来世代応援知事同盟 | 1     |
| 全国市長会              | 1     |
| 全国町村会              | 1     |
| 指定都市市長会            | 1     |
| 中核市市長会             | 1     |
| 特別区長会              | 1     |

合計 9 (B)

総数 87 (A+B)

合計 39 39 78 (A)

# 平成27年提案募集における都道府県別の提案数について

| 都道府県名 | 提案数  |     | 合計 |
|-------|------|-----|----|
|       | 都道府県 | 市町村 |    |
| 北海道   | 0    | 4   | 4  |
| 青森県   | 0    | 0   | 0  |
| 岩手県   | 1    | 0   | 1  |
| 宮城県   | 4    | 0   | 4  |
| 秋田県   | 2    | 0   | 2  |
| 山形県   | 2    | 0   | 2  |
| 福島県   | 2    | 1   | 3  |
| 茨城県   | 3    | 1   | 4  |
| 栃木県   | 8    | 3   | 11 |
| 群馬県   | 3    | 0   | 3  |
| 埼玉県   | 11   | 4   | 15 |
| 千葉県   | 1    | 4   | 5  |
| 東京都   | 2    | 2   | 4  |
| 神奈川県  | 8    | 13  | 21 |
| 新潟県   | 10   | 2   | 12 |
| 富山県   | 9    | 2   | 11 |
| 石川県   | 2    | 0   | 2  |
| 福井県   | 4    | 4   | 8  |
| 山梨県   | 2    | 0   | 2  |
| 長野県   | 4    | 0   | 4  |
| 岐阜県   | 3    | 12  | 15 |
| 静岡県   | 1    | 0   | 1  |
| 愛知県   | 10   | 6   | 16 |
| 三重県   | 4    | 0   | 4  |

| 都道府県名 | 提案数  |     | 合計  |
|-------|------|-----|-----|
|       | 都道府県 | 市町村 |     |
| 滋賀県   | 60   | 3   | 63  |
| 京都府   | 62   | 20  | 82  |
| 大阪府   | 54   | 6   | 60  |
| 兵庫県   | 100  | 2   | 102 |
| 奈良県   | 3    | 0   | 3   |
| 和歌山県  | 80   | 0   | 80  |
| 鳥取県   | 77   | 0   | 77  |
| 島根県   | 2    | 1   | 3   |
| 岡山県   | 2    | 3   | 5   |
| 広島県   | 7    | 0   | 7   |
| 山口県   | 4    | 1   | 5   |
| 徳島県   | 99   | 0   | 99  |
| 香川県   | 16   | 1   | 17  |
| 愛媛県   | 17   | 4   | 21  |
| 高知県   | 12   | 0   | 12  |
| 福岡県   | 0    | 1   | 1   |
| 佐賀県   | 2    | 0   | 2   |
| 長崎県   | 12   | 0   | 12  |
| 熊本県   | 0    | 2   | 2   |
| 大分県   | 0    | 1   | 1   |
| 宮崎県   | 0    | 0   | 0   |
| 鹿児島県  | 0    | 0   | 0   |
| 沖縄県   | 0    | 0   | 0   |

| 都道府県名              | 提案数 |
|--------------------|-----|
| 関西広域連合             | 62  |
| 中国地方知事会            | 12  |
| 九州地方知事会            | 15  |
| 日本創生のための将来世代応援知事同盟 | 3   |
| 全国市長会              | 2   |
| 全国町村会              | 1   |
| 指定都市市長会            | 6   |
| 中核市市長会             | 2   |
| 特別区長会              | 1   |

合計 104 (B)

総数 912 (A+B)

合計 705 103 808 (A)

\* 表における提案数は、共同提案について、提案団体ごとに集計したものであり、提案総数334件とは一致しない。

# 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針【概要】

<平成27年12月22日 閣議決定>

## 1. 基本的考え方

- 地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
- 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤。地方創生における極めて重要なテーマ
- 地方からの提案を受けて、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進

## 2. 一括法案等の提出

- 法律改正事項については、一括法案等を平成28年通常国会に提出することを基本
- 現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化
- 引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告

## 3. 移譲に伴う財源措置その他必要な支援

- 移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施

## 4. 主な見直し事項(提案募集方式ならではの成果)

### 1. 地方創生、人口減少対策に資するもの

- ・空き家への短期居住等に旅館業法が適用されない場合の明確化
- ・病児保育事業に係る看護師等配置要件の趣旨の明確化
- ・緑地面積率条例制定権限の町村への移譲
- ・都市公園における運動施設の敷地面積に係る基準の弾力化
- ・地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅の賃借人の対象に学校法人を追加

### 2. これまでの懸案が実現に至ったもの

- ・新たな雇用対策の仕組み～ハローワークの地方移管～
- ・診療所に係る病床設置許可権限等の指定都市への移譲
- ・水質汚濁物質の総量削減計画に係る国の同意廃止

### 3. 地域の具体的事例に基づくもの

- ・小規模な給水区域の拡張による水道事業の変更認可又は届出に係る水需要予測の簡素化
- ・施設入所児童等に係る予防接種の保護者同意要件の緩和
- ・災害時における放置車両の移動等に係る措置の拡大

### 4. 委員会勧告方式が対象としていなかったもの

- ・公営住宅の一部入居者(認知症患者等)に対する収入申告方法の拡大

## 平成27年的地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果（主なもの）

### 1 地方創生、人口減少対策に資するもの

| 提案主体<br>(関係府省)   | 実現内容   | 提案実現の効果   |
|--|--|---|
| 福井市、群馬県、福島県、新潟県<br>(厚生労働省)   | <b>空き家への短期居住等に旅館業法が適用されない場合の明確化</b><br>(旅館業法)<br>【通知】            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家への短期居住について、旅館業法の適用外となる条件が明確化されることにより、空き家の有効活用とともに地方移住の促進に資する。</li> <li>・体験学習を伴う教育旅行等における宿泊体験について、旅館業法の適用外となる条件が明確化されることにより、地域の継続的な取組による都市農村交流の促進に資する。</li> </ul> |
| 鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市<br>(内閣府、厚生労働省) | <b>病児保育事業に係る看護師等配置要件の趣旨の明確化</b><br>(子ども・子育て支援法)<br>【要綱改正】        | 近接病院等から看護師等が迅速に駆けつけられる場合は必ずしも職員の常駐を要件としないなど、柔軟な運用が可能である旨が明確化されることにより、児童の少ない中山間地域等において効率的かつ安定的に病児保育サービスを提供することが可能となり、子育て環境の整備に資する。   |
| 全国町村会、栃木県（経済産業省）   | <b>緑地面積率条例制定権限の町村への移譲</b><br>(工場立地法)<br>【法律改正】                   | 町村が独自の判断で工場の緑地面積率等を定めることができるようになることにより、周囲の環境と調和を図りつつ積極的な企業支援を行うことで、企業の誘致等が促進され、地域経済の活性化及び雇用の促進に資する。   |
| 岐阜県<br>(国土交通省)   | <b>都市公園における運動施設の敷地面積に係る基準の弾力化</b><br>(都市公園法)<br>【政令改正】           | 都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計が、当該都市公園の敷地面積の百分の五十を超えてはならないと定められている基準を弾力化することにより、地域のニーズに応じた運動施設の整備に資する。  |
| 大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、京都府、大阪市<br>(国土交通省)   | <b>地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅の賃借人の対象に学校法人を追加</b><br>(地方住宅供給公社法)<br>【省令改正】 | 学校法人が、地方住宅供給公社が供給する住宅を学生寮として直接学生に賃貸ができるようになるとともに、学生にとって保証人が不要となることにより、地方大学の活性化や公社賃貸住宅の活用促進に資する。   |

## 平成27年的地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果（主なもの）

### 2 これまでの懸案が実現に至ったもの

| 提案主体<br>(関係府省)                     | 実現内容  | 提案実現の効果   |
|------------------------------------|---|---|
| 全国知事会等<br>(厚生労働省)                  | 新たな雇用対策の仕組み～ハローワークの地方移管～<br>(職業安定法、雇用対策法、雇用保険法) | 15頁参照   |
| 九州地方知事会、指定都市市長会、<br>神戸市<br>(厚生労働省) | 診療所に係る病床設置許可権限等の指定都市への移譲<br>(医療法)<br>【政令改正】     | 既に指定都市に移譲されている診療所、病院の開設許可等と一体的に管理を行えることにより、指定都市における地域の医療資源の状況把握が可能になり、適切な医療の提供に資する。                   |
| 兵庫県（環境省）                           | 水質汚濁物質の総量削減計画に係る国の同意廃止<br>(水質汚濁防止法)<br>【法律改正】   | 都道府県が総量削減計画を策定する際の環境大臣への同意を要する協議について、同意を要しない協議に見直すことにより、協議のみで策定できるようになり、事務手続が軽減され、迅速かつ主体的な計画策定が可能となる。 |

### 3 地域の具体的な事例に基づくもの

| 提案主体<br>(関係府省)   | 実現内容  | 提案実現の効果  |
|--|---|--|
| 宇都宮市<br>(厚生労働省)  | 小規模な給水区域の拡張による水道事業の変更認可又は届出に係る水需要予測の簡素化<br>(水道法)<br>【手引き改訂】 | 小規模な給水区域の拡張による水道事業の変更認可又は届出の際に必要な水需要予測について、拡張給水区域の給水人口が100人以下であるなどの一定の要件に適合すれば簡素化を可能とすることにより、小規模集落に対する近隣水道事業者からの円滑な給水を促し、安全・安心な生活環境の効率的かつ持続的な確保に資する。 |
| 島根県、中国地方知事会、京都府、<br>関西広域連合、滋賀県、大阪府、<br>兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県<br>(厚生労働省) | 施設入所児童等に係る予防接種の保護者同意要件の緩和<br>(予防接種法)<br>【省令改正等】             | 児童福祉施設に入所中の児童等に対し、保護者の行方は分かるものとの連絡が取れない等の事由により、保護者の同意の有無を確認することができない場合については、施設長等の同意で予防接種を可能とすることにより、施設入所児童等の感染を予防し、感染症の拡大防止に資する。                     |

## 平成27年的地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果（主なもの）

| 提案主体<br>(関係府省)     | 実現内容  | 提案実現の効果   |
|--------------------|---|---|
| 東京都<br>(内閣府、国土交通省) | <b>災害時における放置車両の移動等に係る措置の拡大</b><br>(災害対策基本法)<br>【法律改正】 | 臨港道路の管理者による放置車両等の移動等を可能とすること等により、大規模災害発生時における臨海部の緊急輸送ルートの円滑かつ迅速な確保に資する。 |

### 4 委員会勧告方式が対象としていなかったもの

| 提案主体<br>(関係府省)                             | 実現内容   | 提案実現の効果  |
|--|--|--|
| 京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合<br>(国土交通省) | <b>公営住宅の一部入居者（認知症患者等）に対する収入申告方法の拡大</b><br>(公営住宅法)<br>【法律改正等】 | 公営住宅の家賃の決定に係る入居者からの毎年度の収入申告について、認知症患者等に対し職権認定を認めるなどその方法が拡大されることにより、申告漏れによる家賃負担額の増加が回避され、認知症患者等の保護に資する。 |

# 空き家への短期居住等に旅館業法が適用されない場合の明確化 通知

提案主体: 福井市

現在

- 宿泊料を受けて、不特定多数の者を反復継続して宿泊させる場合、旅館業法による許可が必要

⇒ 空き家へのお試し移住の場合に「不特定多数」「反復継続」に該当するか、判断基準が不明確

見直し

支障



旅館業に該当すれば、衛生確保のための改修が必要

移住希望者が空き家にお試し移住できない

提案実現後

- ①対象物件を自治体が特定
- ②お試し移住の希望者が実際に居住する意思を有することを自治体が確認

⇒ これらを満たす場合、お試し移住が旅館業法の適用を受けないことを明確化

効果

移住希望者の空き家へのお試し移住が可能になる



空き家の有効活用

地方移住の促進

# 病児保育事業に係る看護師等配置要件の趣旨の明確化

要綱改正

提案主体:鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市

現在

- 国の補助を受けて病児保育※を実施する場合、  
看護師等を利用児童概ね10人につき1名以上  
配置しなければならない ※当面症状の急変は認められない

職員を常時、配置すべきかが不明確

見直し

支障

病院内に病児保育室を設置

?

小児科



国の補助を受けられるか不明確

病院・診療所内で看護師等を保育室に常駐させずに病児保育を行う場合、国の補助対象か否かが明らかでなく、自治体の負担で実施

提案実現後

- 職員を常時、配置しなくてもよい場合を明確化

看護師等が緊急時に駆けつけられる場合

効果

病院内に病児保育室を設置

OK

小児科



国の補助を受けられることが明確に

病児保育が広がる

対象経費の3分の1を国が補助

地方における子育て環境の充実  
女性の活躍推進にも資する



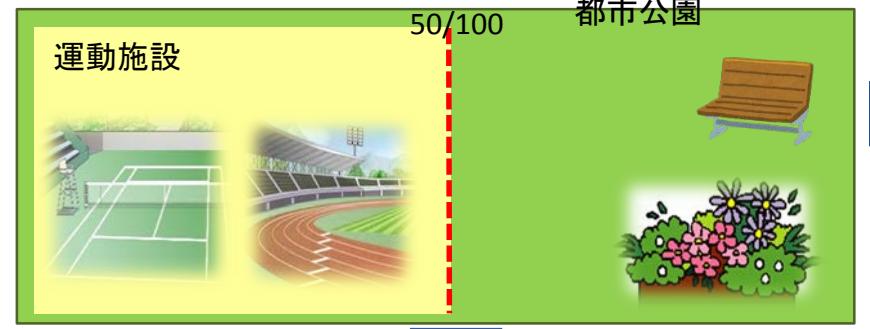
# 都市公園における運動施設の敷地面積に係る基準の弾力化

政令改正

提案主体: 岐阜県

現在

- 都市公園の中の運動施設の敷地面積は、都市公園の敷地面積全体の100分の50以下と規定



## 支障

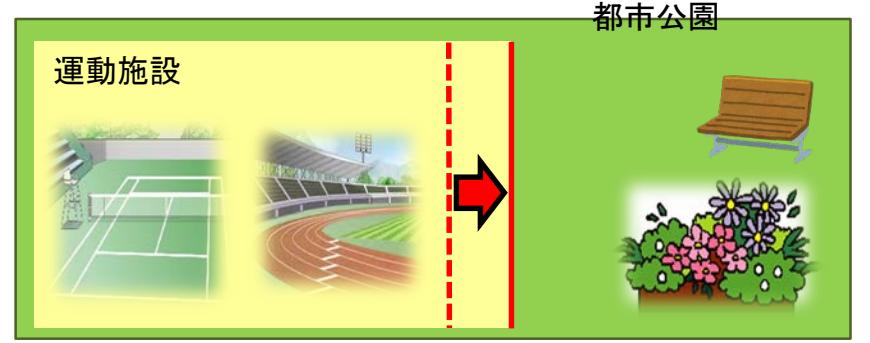
- ・バリアフリー化ができない
- ・記者室やドーピングコントロール室等が新設できず、国際大会等の誘致条件に対応できない

※岐阜県: 49. 967%  
→改修後: 50. 25% (試算)



提案実現後

- 運動施設の敷地面積の割合の上限(100分の50以下)を弾力化(具体的な制度設計について平成28年中に結論)

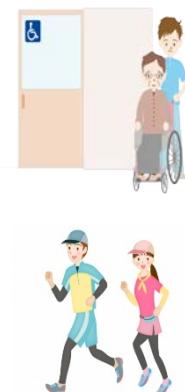


## 効果

地域ニーズを踏まえた運動施設の整備促進

【例】  
○バリアフリー化の推進  
○スポーツイベントの誘致など

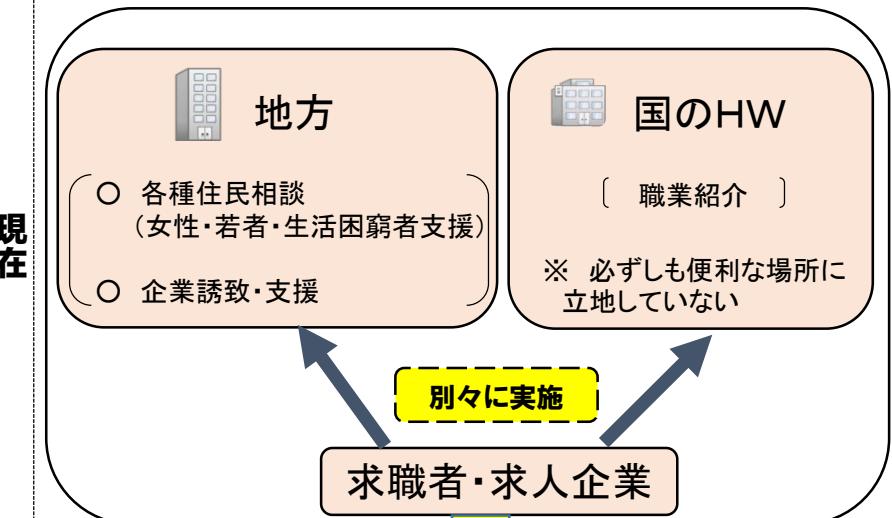
地域の活性化



# 新たな雇用対策の仕組み～ハローワークの地方移管～

法律改正

現在



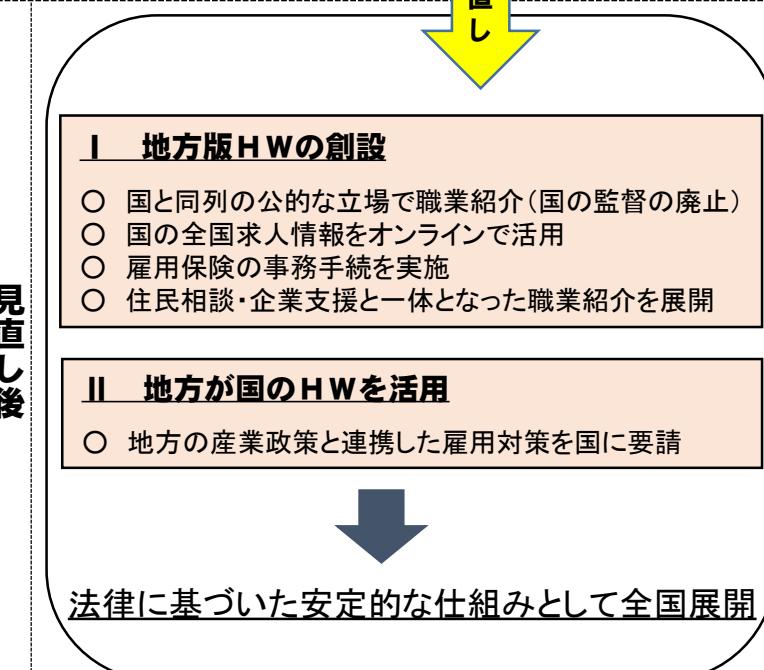
## 事例① 子育てが一段落したAさんの場合

Aさんは、市の女性センターに社会参加を相談する中で、再就職を考えるようになった。  
しかし、職業紹介は、遠く離れた国のHWに出向き、改めて再就職の動機から説明する必要。

## 事例② 県内に工場新設を検討しているB社の場合

B社は、県に財政支援や用地の分譲を相談。  
しかし、人材の紹介は、国のHWに相談しなければならず、別々の窓口に足を運ぶ必要。

見直し後



## 事例① 市が女性センターに地方版HWを併設

自宅に近い女性センターで、自分に合った社会参加(再就職)を決められた上に、職業紹介もしてもらい、いい職場に再就職！



身近な場所でワンストップサービスを実現

## 事例② 県が地方版HWを設置 知事から国に県の産業政策と連動した人材確保を要請

県が財政支援等だけでなく、人材紹介も含め、総合的に支援する体制を整えているので、工場新設を決めた。

県独自の紹介に加えて、国のHWの全国的なネットワークも活用して紹介してもらえた！



利用者の利便性向上

産業政策と一体化した雇用政策を展開

# 災害時における放置車両の移動等に係る措置の拡大

法律改正

提案主体: 東京都

現在

大規模災害発生時における  
放置車両の移動権限

|                   |   |
|-------------------|---|
| 道路管理者<br>(国道、県道等) | ○ |
| 港湾管理者<br>(臨港道路)   | × |



**支障** 東京湾臨海部に広域防災拠点あり。

首都直下地震発生時、レインボーブリッジ下層部の臨港道路にある放置車両を移動できない。



提案実現後

見直し

↓

|                   |   |
|-------------------|---|
| 道路管理者<br>(国道、県道等) | ○ |
| 港湾管理者<br>(臨港道路)   | ○ |



**効果**

放置車両の移動

緊急車両通行ルートの迅速な確保

災害救助活動の円滑化

国民の生命・財産の保護





